

(別紙)

定期監査の結果に関する措置状況

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置状況	所属
現金出納簿の記載	<p>資金前渡を受けた者は、文京区会計事務規則(昭和39年4月文京区規則第9号。以下「会計事務規則」という。)第115条の規定により、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされている。</p> <p>しかし、第一中学校の修学旅行実地踏査に伴う入場料等の支出(2,900円及び2,300円)については、現金出納簿に記載されていなかった。会計事務規則に基づき適正な処理を行われたい。</p>	指摘を受けた2件については、すぐに現金出納簿を作成いたしました。今後は遅延することなく現金出納簿を作成し、適正な事務処理を行ってまいります。	第一中学校
廃棄する物品の 不用品組替え等	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則(昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。)第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。</p> <p>これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【電気掃除機(50,200円)1点】</p>	指摘された電気掃除機について、不用品組替え及び廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替え及び廃棄処分の手続を行ってから廃棄いたします。また、現品と供用備品現在高調書との照合を学校の休業期間を活用して、計画的に行ってまいります。	指ヶ谷小学校

<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。</p> <p>これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【電気掃除機（44,570円）1点】</p>	<p>指摘された電気掃除機について、令和6年12月16日付で不用品組替え及び廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替え及び廃棄処分の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書との照合を計画的に行ってまいります。</p>	<p>小日向台町 小学校</p>
<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。</p> <p>これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【折りたたみ機（168,000円）1点、ポリッシャー（170,000円）1点】</p>	<p>指摘された物品について、不用品組替え及び廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替え及び廃棄処分の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書との照合を計画的に行ってまいります。</p>	<p>昭和小学校</p>

<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。</p> <p>これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【湯沸器（32,000円）1点、冷蔵庫（37,000円）1点】</p>	<p>指摘された湯沸器及び冷蔵庫について、令和6年11月25日付で不用品組替えの申請を行い、決定後、廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、不用品組替え・廃棄処分の手続を行ってから廃棄いたします。また、現品と供用備品現在高調書との照合を、学校の休業期間を活用して、計画的に行ってまいりますとともに、物品の使用状況について学校内での報告、連絡態勢を整えます。</p>	<p>第一中学校</p>
<p>廃棄する物品の 不用品組替え等</p>	<p>物品の組替え及び不用品の処分については、文京区物品管理規則（昭和39年4月文京区規則第10号。以下「物品管理規則」という。）第28条に規定する組替えを行った上で廃棄の手続を行わなければならない。</p> <p>しかし、物品管理規則に規定する組替え及び廃棄の手続を行わずに当該物品を廃棄し、供用備品現在高調書に登載していたままであった。</p> <p>これらの誤りは、物品管理規則第24条第3項の規定による供用備品と供用備品現在高調書の照合を実施していれば防げたものである。</p> <p>供用備品においては、物品管理規則に基づく不用品組替え等の手続を適正に行うとともに、供用備品現在高調書と照合する体制を構築されたい。</p> <p>【冷蔵庫（166,000円）1点、自転車（36,800円）1点】</p>	<p>指摘された2点について、不用品組替えの申請を行い、決定後に廃棄処分の処理を行いました。今後は、物品管理規則第28条の規定に基づき、適正な手続を行ってから廃棄いたします。また、現品と供用備品現在高調書との照合を行うために、校内で連携態勢を整え学校の休業期間を活用するなどして、計画的に行ってまいります。</p>	<p>茗台中学校</p>

定期監査の結果に関する措置状況〈教育委員会回答〉

監査委員意見	教育委員会回答	所管課
<p>(1) 今年度も6校の学校監査を実施したが、現金出納簿の記載漏れや、複数の学校において廃棄する物品の不用品組替え及び廃棄手続の漏れが昨年度の監査から継続して指摘されていることは、学校の財産を管理する上で不適切と言わざるを得ない。その一方で、複数の学校において定期的に供用備品と供用備品現在高調書を照合していることが確認できたことから、今後、全ての学校において計画的に実施されたい。このことを含めて、会計事務規則及び物品管理規則に基づき適正な処理を行う体制を、学校長のマネジメントの下、組織的に構築されたい。</p>	<p>・学校に対し、現金管理や物品管理について、会計事務規則及び物品管理規則に基づく適切な管理を行うよう合同校園長会等を通じて周知を図っています。また、事務担当者のみでなく、学校長を中心とした管理体制のもとに適正な事務の遂行に努めてもらうよう伝えています。</p> <p>・供用備品と供用備品現在高調書との照合につきましても毎年時期を決めて実施するよう伝えていきます。</p> <p>今後も引き続き、適正な財産管理について周知に努めていきます。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(2) 月別の在校時間状況を見ると、複数の学校において在校時間が月当たりの勤務時間を45時間以上超えている教員が多くいるとともに、複数月を平均して80時間を超えている教員も一定数いる。各学校では在校時間を縮減するため、会議の集約化、資料のペーパーレス化をはじめ様々な取組を進め、在校時間の縮減に結び付けている学校も複数あることを確認した。今後も在校時間の縮減に向けて、各学校の教職員の効果的な取組事例を共有する等の方策を実施することで、教員の健康管理と教育活動の充実を図られたい。</p>	<p>今後も学校現場において、教員の長時間労働を抑制する取組を進めるとともに、小中学校にスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）やエデュケーション・アシスタント（担任業務を補佐する職員）を配置するなどして、教員の健康管理と教育活動の充実を図ってまいります。</p>	<p>教育指導課</p>

<p>(3) 学校において、タブレットによる個人情報の漏えい事故が複数件起こっている。この事態を受けて、既に教務用パソコンからタブレットへのデータの移動を物理的に制限する対応を採ったとのことである。必要な措置ではあるものの、これにより教員が職員室以外の場所でタブレットを用いて教務活動を行うことが制約され、不便が生じかねない面もある。次回のタブレット借上げの契約更新に合わせて、個人情報保護の徹底を前提として、教員の教務活動に資するタブレットのサーバー機能について再検討されたい。</p>	<p>教務用パソコンからタブレットへのデータの移動を物理的に制限したことにより生じる教務活動上の制約を解消するため、職員室以外の教室等において教務用パソコンが使用できるよう、令和6年度に設定変更を行いました。引き続き、研修を通じて教職員一人ひとりの個人情報への危機意識を向上させるとともに、文部科学省が示す次世代の校務DXの方向性を踏まえ、ICT環境の検討を進めてまいります。</p>	<p>教育指導課 学務課</p>
<p>(4) 児童数の増加により、複数の学校で特別教室等を普通教室に転用している。これ以上クラスが増える対応ができないという学校もある中で、同学年のクラスが各階に分散している学校も複数ある。長期間にわたり、教室利用の不便さ、同学年のクラス間での連携のしづらさなどが続くことになるため、学習面や学校生活面で十分なフォローを図られたい。</p>	<p>普通教室増設にあたっては、これまでも学校と協議の上、施設の状況を勘案し良好な学習環境を確保できるように進めてきたところです。同学年のクラスが複数階に分散する場合でも、児童・生徒の教育活動の不利益になることがないように、活動の内容の工夫や教員間の連携を図ってまいります。</p>	<p>教育指導課 学務課</p>